

『起業家、中小・ベンチャー企業経営者のための資金調達、金融』最新レポート

資金調達サポート会 代表 吉田 学 発行

「月次支援金」の申請概要について

2021年5月末にて「一時支援金」が終了しました。それ以降については「月次支援金」が開始されます。以下、概要について説明いたします。

1. 給付対象者

給付対象者は以下の通りです。

- 1) 対象月の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- 2) 2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少していること

給付対象の具体例	
対象措置実施都道府県のお客様に、商品・サービスを提供する全国の事業者	左記事業者と取引がある全国の事業者 <small>(例外を除くして本記事掲載の商品・サービスを提供している事業者を含む)</small>
1 日常的に訪れるお店 アパレルショップ、飲料や食品の小売店、美容院や理容店、マッサージ店など	6 経営コンサルタントや士業など専門サービスを提供する事業者
2 教育関連の事業者 学習塾、スポーツの習い事など	7 システム開発などのITサービスを提供する事業者
3 医療・福祉関連の事業者 病院や福祉施設、ドラッグストア、薬局など	8 映像・音楽・書き物のデザイン・制作などを行う事業者
4 文化・娯楽関連の事業者 スポーツ施設、劇場、博物館など	9 飲料や食品の卸売を行っている事業者
5 旅行関連の事業者 ホテル、旅館、旅行代理店、レンタカー、タクシーなど	10 農業や漁業を営んでいる事業者

2. 給付額について

給付額は「=2019年又は2020年の基準月の売上-2021年の対象月の売上」です。個人事業者等は10万円、中小法人等は20万円が上限額となっています。

3. 申請受付期間について

申請期間は、4月・5月分は2021年6月16日～8月15日、6月分は2021年7月1日～8月31日です。原則、対象月の翌月から2ヶ月間が申請期限となっています。

4. 申請書類について

主な申請書類は以下の通りです。

- 1) 確定申告書(2019年・2020年)
- 2) 売上台帳(2021年の対象月)
- 3) 宣誓・同意書(事務局にて用意)
- 4) 本人確認書類(個人事業者等のみ)
- 5) 履歴事項全部証明書(中小法人等のみ)

6) 通帳

7) その他事務局が必要と認める

なお、**一時支援金を受給された事業者は、原則として「売上台帳」、「宣誓・同意書の提出」となります。**なお、一時支援金を受給していなくて、今回、月次支援金を申請して受給した事業者は、**2回目以降の月次支援金の申請に関しては、原則として「売上台帳」の提出のみとなります。**

5. 申請方法について

大まかな申請の流れについては以下の通りです。

1) 申請IDの発番(マイページ作成)

2) 事前確認

3) 一時支援金の申請

- ・マイページにて基本情報、売上額、口座情報などを入力。必要書類を添付して送信する。

6. 事前確認について【重要!!】

登録確認機関から「**事業を実施していること**」「**給付対象その他の給付要件を正しく理解していること**」に該当することの確認を受ける必要があります。登録確認機関は、登録手続きをしている認定支援機関やそれに準ずる機関、税理士などの士業などが該当します。なお、**一時支援金を受給している場合又は月次支援金の申請に際して事前確認を受けた場合、新たな月次支援金の申請を行う際は、基本的には改めて事前確認を行う必要はありません。**

7. 一時支援金のポイント

以下のポイントをしっかりと理解して下さい。

- 1) 給付要件を満たす事業者であれば、業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。
- 2) 時短営業の要請を受けた協力金の支給対象の飲食店は給付対象外です。
- 3) 申請時には提出不要ですが、指定された資料(保存資料)を7年間保存しなければなりません。調査等の際には速やかに提出しなければなりません。

8. お問い合わせ及び詳細について

以下のHPからご確認ください。申請される方は必ず「申請要領」などを確認するようにして下さい。

<経産省HP> 月次支援金

https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html